

「鶴岡市新規創業等支援補助金」に係るQ & A

令和8年5月22日現在

1. 事業形態について

問1. 対象となる創業の形態は？

答 原則として自己資本により起業し、創業者本人が自らの経営判断により、独自性・独創性を発揮し、営利事業を営む方を対象としています。
事業形態については要領をご確認ください。

問2. 鶴岡市外に在住している代表者が、鶴岡市内に法人を設立した場合は対象となるか？

答 対象となります。

問3. 従業員が独立開業する。グループ企業の位置づけだが補助対象となるか？

答 法人の代表者となっている者の起業でないこと、設立する企業の資本金額または出資総額の50%以上が特定の第三者によるものでないこと等の要件を満たすものであれば、対象とします。

問4. 元会社役員の創業は補助対象となるか？

答 前社を退職している者については対象となります。ただし、申請は1人一度限りです。

問5. 個人事業を営んでいるが、新たに法人を設立する場合は対象となるか？

答 既に事業を営んでいることとなるため、対象外です。
ただし、県外に住んでいる個人事業主が、本市に移住し法人を設立する場合は対象となります。（市内の創業支援機関と連携することを条件とします。）

問6. 家業を事業承継し、事業拡大を図りたい。対象となるか？

答 事業承継そのものに係った費用は対象外ですが、事業拡大に係るもので、補助金の要綱に定める費用は対象とします。
なお、事業承継に際し、経営に関与されたことのない方は、本市特定創業支援等事業を受けてください。

問7. 給与収入や年金収入等のある者が、副業の位置づけで創業する場合は対象となるか？

答 対象外となります。また、主たる事業であっても、売上が少額であるなど単独での経営が成り立たないと判断されるものも対象外となります。

問8. 少額投資で事業を開始したい。対象となる金額の範囲は？

答 交付申請金額が1万円未満となるものは、対象外とします。

問9. 開業届を出さずに事業を営んでいる個人事業主は「新規創業者」として対象となるか？

答 開業届を出していなくても確定申告や市民税申告において事業による収入があった方については、すでに事業を営んでおり個人事業主と判断します。そのため、「新規創業」とは言えず、対象外となります。（一時的な収入を除く。）
なお、過去開業届を出して、個人事業主として営んでおり、その後廃業届の提出により廃業し、

会社員として就労されているような、長期で事業を行っていない場合など、開廃業の手続きを経ている方で、新たに事業を実施する場合については、ご相談ください。

2. 対象経費について

問 1. 創業に必要な官公庁への申請書類作成等にかかる経費で、店舗や土地の不動産登記にかかる経費は補助対象となるのか。

答 不動産取得に関する経費は登録免許税含め、補助対象外となります。

問 2. 店舗等借入料について、自宅兼店舗は補助対象となるのか。

答 自宅兼店舗については、原則対象外となります。ただし、創業のために住居ごと転居し、住宅部分と店舗部分が明確に区分されており、かつ借入料も契約書等に明記されている場合などは、店舗部分について補助対象とできる場合がありますので、ご相談ください。

問 3. 固定電話・インターネット通信費及びキャッシュレス決済導入に係る費用について、Wi-Fi・LAN 機器も補助対象となるのか。

答 Wi-Fi、LAN 機器について、購入した場合は対象外となります。ただし、通信費の内訳として、リース・レンタル料が含まれている場合は契約初月から3ヶ月間を上限として補助対象とします。なお、キャッシュレス決済導入に導入時に、決済端末を新たに購入する場合は補助対象とします。（決済端末がタブレット・スマートフォンなど汎用性の高い機器の場合は対象外です。）

問 4. リース料でソフトウェア等のリースも対象となるようだが、広告物を作成するためのソフトウェアのリース料（サブスクリプション料）は対象となるのか。

答 広告業・デザイン業等のように、業種柄、その事業を行うために必要なソフトウェア等であれば対象となります。

なお、リース料に限る内容ではありませんが、ご自身の事業を実施する上で、必須と判断されないものについては、原則補助対象外となります。（例：小売業が広告物作成のサブスクリプションサービスを使用する場合や飲食店が店舗改装としてDIYの工具を購入する場合などはサービス利用料、工具購入費は補助対象外となります。）

問 5. 店舗等リフォームに係る工事費について、自宅兼店舗のリフォームは補助対象となるのか。

答 元々自宅であった住居の一室を店舗として使用する場合は対象外となります。なお、創業のために住居ごと転居し、住宅部分と店舗部分が明確に区分されている場合は、店舗部分について補助対象とすることができる場合がありますので、ご相談ください。

問 6. 商品原材料、パッケージ代、水道光熱費、ガソリン代等は補助対象になるのか。

答 原則、商品価格に転嫁できる費用は補助対象外となります。

問 7. 消耗品は補助対象となるのか。

答 補助対象外となります。

問 8. 補助対象外となる汎用性が高い物品等の例は？

答 車両、パソコン及びその周辺機器、タブレット端末、スマートフォン（携帯電話）Wi-Fi・ルーター・LAN 機器、カメラ、コピー機、スキャナー、プリンター、机、椅子、ソファ、テーブル等の汎用性

の高い物品などが該当します。また、家電等の日常生活にも使用できるような機器も汎用性が高いと判断し、対象外としております。対象になるかどうかわかりかねる場合は適宜お問合せください。

なお、事業専用で使用されるとしても、汎用性の高い物品等であれば補助対象外になります。

問 9. 機械設備費のみ補助対象としたいが可能か。

答 機械設備費については、補助対象経費総額の2分の1までを補助対象経費として計上できますので、他に補助対象とする経費が必要となります。そのため、機械設備費のみを補助対象経費として計上することはできません。

問 10. 家族に立て替えてもらった経費については補助対象となるのか。

答 補助対象外となります。なお、法人については複数代表者がいる場合に限っては、法人名又は代表者の支払いであれば対象とすることができます。

問 11. 領収書の名義がハンドルネームやペンネームになってしまったが補助対象となるのか。

答 申請者本人の支払情報として確認できないため、補助対象外となります。

ただし、領収書以外に通帳写し等で証明できる場合など、別方法での支払い証明ができる場合は、補助対象とします（請求書が本人（屋号、法人名）宛での請求であること。）。

なお、ハンドルネームではありませんが、婚姻前後での創業や旧姓を通称とされている場合で、旧姓での領収書提出となってしまう場合には、旧姓が確認できる書類があれば補助対象となります。

問 12. 申請書類作成にかかる経費や印刷費等は補助対象となるのか。

答 補助金申請の書類作成については、行政書士等に依頼された経費や書類印刷費含め、補助対象外となります。（本補助金以外であっても補助金等申請にかかる従前の経費は原則対象外です。）

問 13. 写真撮影代は補助対象となるか。

答 原則補助対象外となります。ただし、ホームページ掲載用など用途が限定される形での利用（他に利用することのないこと）、かつホームページ等の制作料として組み込まれている場合には対象とすることができます。

なお、代表者及び社員等の宣伝、PR 写真・紹介写真は全て対象外とします。

問 14. 税理士報酬（顧問料など）は補助対象となるか。

答 顧問料・決算料及びスポット利用での報酬含め、税理士報酬は原則補助対象外となります。

3. 申請書類について

問 1. 対象経費は全て支払済みのため、交付申請と併せて実績報告も行いたい。

答 交付決定前に実績報告書の提出はできません。手続きを経た上で実績報告をお願いいたします。